

株 式 取 扱 規 程

2001 年 9 月 19 日

株式会社 CAC Holdings

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第10条に基づく当会社の株式に関する取扱いおよび株主権行使の手續等について定めたものである。なお、上記取扱いについては、この規程のほか、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿記載事項の変更)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第 3 章 株 主 確 認

(株主確認)

- 第4条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合は、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
 - 3 第1項の請求等について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出するものとする。
 - 4 第1項の請求等を代理人によって行うときは、当該代理人につき第1項および第2項を準用する。

第 4 章 諸 届

(株主名簿記載事項に係る届出)

- 第5条 株主および登録株式質権者は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人の届出)

- 第6条 株主および登録株式質権者の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の届出)

- 第7条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは日本国内において通知を受ける場所を定めて、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更および解除があった場合も同様とする。

(法人等の代表者)

- 第8条 株主が法人であるときは、代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。
- 2 株主が権利能力のない社団であるときも前項の規定を準用する。

(共有株式の代表者)

第9条 株式が共有であるときは、代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第10条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 5 章 株主権行使の手続

(書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

- 一 提案の理由
各議案ごとに400字
- 二 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに400字

第 6 章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 15 条 単元未満株式の買取単価は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初にされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 16 条 当社は、前条により算出された買取価格から、第 19 条に定める手数料およびこれに係る消費税を差し引いた額を、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格の決定日の翌日から起算して 4 営業日以内に、買取請求者に支払う。

2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

3 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 17 条 買取りの請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続を完了した日に、当社の振替口座に振り替えるものとする。

第 7 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 18 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 8 章 手数料

(手数料)

第 19 条 第 14 条に基づく単元未満株式買取請求に関する手数料は、無料とする。

(参考)

附 則

第24条、第25条、第26条、第27条および第28条の変更は、2001年10月1日より実施する。

なお、本付則については、効力発生後、これを削除する。

附 則

第1条、第9条および第10条の変更は、2003年3月28日より実施する。

なお、本附則については、効力発生後、これを削除する。

附 則

第2条の定めは、2003年5月6日から実施する。

附 則

第2条の定めは、2005年10月1日から実施する。

附 則

第1条、第2条、第6条、第9条、第16条、第17条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条および第34条の変更は、2006年5月1日から実施する。

附 則

第1条 この規程は、2009年1月5日から全面改定し、実施する。

第2条 株主総会決議に基づき、当会社の定款第11条（株式取扱規程）の条数が変更されたときは、第1条に定める「定款第11条」は変更後の条数を定めたものとみなす。

附 則

第11条、第18条の変更および別紙の削除は、2015年11月1日から実施する。

附 則

第11条の挿入およびこれに伴う条数の変更は、2022年9月1日から実施する。

以上